

栃木県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県教育委員会教育長から平成21年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月30日

栃木県監査委員 高 橋 文 吉
 同 櫛 淵 忠 男
 同 黒 本 敏 夫
 同 田 崎 昌 芳

総第376号
 平成23年3月11日

栃木県監査委員 高 橋 文 吉 様
 同 櫛 淵 忠 男 様
 同 黒 本 敏 夫 様
 同 田 崎 昌 芳 様

栃木県教育委員会教育長 須 藤 稔

平成21年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況

財政的援助団体等における財務に関する事務の執行等について

項 目	監 査 結 果	講 じ た 措 置
1 財団法人 栃木県教育福祉振興会 (1) 栃木県教育委員会事務局職員の財団事務の兼務について	<p>栃木県が教育福祉振興会の職員の人件費を負担することは、「栃木県職員互助団体に関する条例」の第6条で、「知事は、職員を会員とする互助団体の業務に従事させることができる。」と定められており、適法な取り扱いである。</p> <p>しかし、教育福祉振興会としては栃木県の職員の人件費を職務の割合で一部負担すべきであり、本来負担すべき事務費を栃木県から無償提供されていることになる。</p> <p>従って、教育福祉振興会としては無償提供されている事務費相当分を栃木県に支払うべきである。</p>	<p>現在の県職員の教育福祉振興会業務への従事については、「栃木県職員互助団体に関する条例」第6条に基づく適法な取り扱いであると認められていることから、現状の取り扱いは妥当なものと考えられる。</p> <p>(栃木県教育福祉振興会)</p>
(2) 栃木県負担金等管理特別会計の繰越剰余金に	<p>繰越剰余金については、教育福祉振興会が平成25年11月30日までに法人移行もしくは解散を求められていることから、</p>	<p>現在法人移行の検討を行っており、移行時の残高については、県費相当分を県に寄附する方向で検討している。</p>

ついて	その時点における残高については栃木県に返還すべきである。	(栃木県教育福祉振興会)
(3) 貸付金特別会計の貸倒引当金について	貸付事故の事由から判断して、回収は極めて困難であり正しい会計処理としては、貸倒引当金を計上するのではなく、貸倒処理をすることによって直接償却すべきである。	回収不能の貸付金については、平成21年度中に貸倒処理を行った。 (栃木県教育福祉振興会)
(4) 退職給付引当金について	教育福祉振興会にはプロパー職員が3名いるが、そのうち栃木県職員OBを除く2名については、退職給付引当金の計上が必要である。	平成22年度予算から退職給付引当金を計上した。 (栃木県教育福祉振興会)
(5) 賞与引当金について	教育福祉振興会にはプロパー職員が3名いるが、栃木県の職員の規程に倣い賞与が支給されているので、前年度の対象期間4ヶ月分の賞与引当金の計上が必要である。	前年度の4ヶ月分については平成22年度予算から科目を変えて計上した。 (栃木県教育福祉振興会)
(6) リフレッシュ助成事業での実施要領に反する支給について	リフレッシュ助成事業は、公立学校共済組合の施設については、適用対象外となっているが、サンプル調査した結果、適用対象外となっている施設の利用に対して助成金を支出していたものがあった。目的外の支出について返還を要請する。	過去2年間の支出を全て確認した上で、目的外の支出であった1件について、平成22年3月12日付けで返還した。 (栃木県教育福祉振興会)
(7) 退職者部会特別会計の今後について	退職者部会の事業を見直さない限り、早晚、退職者部会特別会計は破綻せざるを得ない状況にある。 教育福祉振興会もその点は十分承知していることではあるが、法人移行検討と併せて早急な事業の見直しが必要である。	現在法人移行の検討を行っており、その中で事業の見直しも併せて検討している。 (栃木県教育福祉振興会)